

バングラデシュ外交

平成 17 年 12 月 6 日
在バングラデシュ日本大使館

1. 概要

(1) 国連、非同盟グループ (NAM)、イスラム諸国会議機構 (OIC)、英連邦等を通じ、第三世界の穏健かつ民主的なイスラム国として活発な外交を展開しており、WTO 等においては LDC のスポークスマンとしての役割を果たしている。憲法は、国際関係において武力行使の放棄及び軍縮に努める旨規定しており、バングラデシュは NPT (核不拡散防止条約) に加盟しており、南アジア諸国で初めて CTBT (包括的核実験防止条約) に批准した。国連平和維持活動にも積極的に参加し、要員派遣数は常に上位 3 位内にある。憲法には、イスラムの連帯を基礎にイスラム諸国との友好関係を維持・強化すべく努めると規定している。

(2) ジア政権下では、東南アジア・東アジア諸国との経済関係強化を目指す「東方政策」を進め、ARF (アセアン地域フォーラム) への参加をも目指している (2006 年までに参加が承認される見込み)。政府は、東方政策は SAARC (南アジア地域協力連合) を中心とする南アジア諸国との関係強化という基本政策を変更するものではなく、バングラデシュの外交の範囲を拡大するものであると位置づけており、ジア首相の外国訪問の多くは東南アジア、東アジアであった。

(3) 近隣諸国との関係ではインドとの関係が極めて重要であるが、多くの懸案事項が残されており、ジア政権下で対印関係が悪化する局面が見られた。

(4) バングラデシュは地域協力を熱心で、SAARC を提唱し、1985 年 12 月にダッカで開催された SAARC 首脳会議において発足した。また、バングラデシュはタイのイニシアティブによる ACD (アジア協力対話) に参加しており、さらに、インド、バングラデシュ、ネパール、ブータン、スリランカ、タイ、ミャンマーが構成する、貿易・投資・技術協力等の分野におけるサブ・リージョナルな協力推進を目的とした BIMSTEC (ベンガル湾多分野技術経済協力構想) のメンバーである。SAARC 設立 20 周年に当たる第 13 回 SAARC 首脳会議は、2 度の延期の後、2005 年 11 月に開催された。

2. 対印関係

(1) バングラデシュは、第三次印パ戦争を経て独立を達成したため、独立当初の印「バ」関係は極めて緊密であり、1972 年 3 月には有事条項を含む「インド・バングラデシュ友好平和協力条約」が締結されたが (上記条約は 25 年間の有効期限経過後、更新されず失効) 両国関係はムジブル・ラーマン大統領暗殺以降、大きく変化した。また、BNP と印との関係は、アワミ連盟と印との関係ほど親密でないとされており、両国関係はバングラデシュの政権交代の度に微妙に変化している。1996 年に 21 年振りに政権に復帰した前アワミ連盟政権時代には、良好な対印関係を基礎に最大の懸案であったガンジス河水配分協定が締結され (1996 年 12 月) チッタゴン丘陵地帯和平協定の締結 (1997 年 12 月) も可能となったが、その後のジア政権下では、印首脳による反バングラデシュ的発言が繰り返され、両国間懸案は協議されるもののほとんど進展がみられず、インドとの間で首相レベルの訪問も実施されていない。

(2) 対印関係は多くの懸案を抱えており、バングラデシュが最も問題視しているのは十数億ドルにも達する対印貿易赤字であり(さらにその数倍の規模の印物資が密輸入されているとみられる) 印に対し関税・非関税障壁の撤廃による印市場へのアクセスの拡大を要求している。また、合同河川委員会で協議されているティスタ河等の共通河川水の分配問題も重要な懸案であり、最近では、インドがブラフマプトラ河水の取水のための一大メガプロジェクトの実施を検討しているため、バングラデシュは上記プロジェクトが与える悪影響を強く懸念している。他方、インドは再三にわたりバングラデシュ国内に印北東アッサム州等の反政府組織のキャンプが存在すると主張し(バングラデシュ政府は否定) 2002 年 11 月以降、印首脳はバングラデシュではアル・カーイダ、パキスタンの ISI の活動が活発化している、大量のバングラデシュ人がインドへ不法移住している(2003 年 1 月、アドバニ印副首相はインドに 2000 万人のバングラデシュ人が不法滞在している旨発言) 等の発言を繰り返した。さらに、インドはバングラデシュに対し天然ガスの対印輸出、インドの貨物のバングラデシュ国内の通過権の供与を要求しているが、バングラデシュは認めていない。上記以外にも両国国境の確定、両国の飛び地の交換等の懸案が残されており、国境付近ではインドはベンガル人イスラム教徒をバングラデシュ側国境に追い返す措置を繰り返しており(バングラデシュ側はこれらの者はインド人であるとしている) この「ブッシュ・イン事件」をめぐり両国国境警備隊による発砲事件もしばしば伝えられている。

(3) 2002 年 8 月、シンハ印外相がバングラデシュを訪問した。カーン外相との会談では、ガンジス河川水配分協定の見直し、国境の確定、貿易不均衡の是正、印産品の「バ」国内通過等につき協議され、これら懸案は既存の合同河川委員会、合同作業グループ、合同経済委員会、国境作業グループ等を活性化させることにより解決を図ることとされた。2003 年 4 月、ダッカで外務次官級協議が開催され、国境の確定、飛び地の交換、国境の管理、不法越境の停止、両国間の鉄道・道路の接続、投資保護協定・薬物の不正取引防止協定の締結等につき協議された。印側は自由貿易協定(FTA) の締結を提案し、バングラデシュは、印北東諸州における反政府グループの活動に関し、自国領土を印の国益に反する活動に利用させないことを約束した。

(4) 2003 年 7 月、ダッカにて 6 年ぶりに外相レベルでの両国合同経済委員会が開催された。バングラデシュが要求している 118 品目の無関税アクセス、FTA 及び投資保護協定の締結につき協議され、ダッカ・アガルトラ間のバス路線の開設(同バス路線は 2003 年 9 月より運行開始) につき合意されたが、印が要求している印貨物のバングラデシュ通過については合意に至らなかった。

(5) 印における kongress 政権成立後の 2004 年 6 月、カーン外相はジア首相特使として訪印し、ナトワル・シン外相との間で印北東州の反政府組織、河川連結プロジェクト等につき協議し、マンモホン・シン首相はカーン外相に対し、両国間の未解決の問題は協力・協議を通じて解決されると述べた。2004 年 9 月、ダッカにて 4 年ぶりに両国内務次官級協議が開催され、両国国境警備隊による各々自国内での警備の調整、バングラデシュ国内を通過するインド人に対するダブル入出国ビザの発給につき合意し、印は犯罪人引渡し条約の締結を提案した。また、1974 年に署名されたが印が未だ批准していない国境協定の批准については、印は批准前に国境画定作業が必要であるとの立場を伝えた。また、印は 2004 年のバングラデシュにおける洪水被害に対し、10 億ルピーの援助の実施を決定した。

(6) 2005 年 6 月、約 2 年ぶりに印バ外務次官級協議がニューデリーにて開催され、安全保障、

国境管理、越境不法移民、水資源管理における協力、経済・貿易協力、投資促進、科学技術・農業分野での協力、防衛協力、文化交流等につき協議が行われた。国境問題、河川問題等に関する作業部会及び委員会の会合再開が決定された。

(7) 印に कांग्रेस政権が成立した 2004 年 6 月以降は印閣僚のバングラデシュ訪問が途絶えていたが、2005 年 8 月にナトワル・シン外相、9 月にはアイヤール石油・天然ガス相、ダースムンシ水資源相が相次いでバングラデシュを訪問した。ミャンマーからバングラデシュを経由してインドに通じる三カ国ガスパイプライン敷設事業について協議するために訪「バ」したアイヤール石油・天然ガス相は、ジア首相、ラーマン財務相、ラーマン・エネルギー・鉱物資源局顧問らと意見を交換した。一部報道では同事業に関し両国間で原則合意に至ったと伝えられたが、ラーマン顧問はバングラデシュ側が従来から提示していた 3 つの条件(印バ間の貿易不均衡是正、「バ」・ネパール間の印領貨物通過、ネパール及びブータンの水力発電所から「バ」へ印領経由の送電)を再度提示したとされており、今のところ具体的な進展は見られない。ダースムンシ水資源相は 2 年ぶりに開催された合同河川委員会に出席するために訪「バ」した。バングラデシュ側の関心事項であったティスタ河水配分に関しては進展がなかったが、今後は 6 ヶ月ごとに閣僚級会合を開催することで合意した。

(8) 2005 年 10 月、両国内務次官級協議がニューデリーにて開催され、相手国により拘束された犯罪者への領事接見を認め、過激派の活動に関する情報を共有すること等に合意するとともに、バングラデシュ側はインドからの犯罪人引渡条約締結の提案に対し早期回答することを約束した。

(9) 上記以外の新たな動きとしては、インドのタタ財閥がバングラデシュに対する製鉄、肥料製造、発電の分野で 25 億ドルもの規模の投資を検討しており、現在バングラデシュ政府と用地選定、一定期間のガス供給保証等につき交渉中である。

3. 対中関係

(1) バングラデシュの独立後、中国は親パキスタン政策からバングラデシュの国連加盟に拒否権を行使した。中国はムジブル・ラーマン大統領暗殺後の 1975 年 8 月ようやくバングラデシュを国家承認し、1976 年 11 月にダッカに大使館を開設した。その後、ジアウル・ラーマン政権下で両国関係は急速に深まった。カレダ・ジア政権成立後間もない 2002 年 1 月、朱鎔基・中国総理が訪「バ」し、ジア首相との間で貿易不均衡の是正、文化協力・防衛協力につき協議し、中国の融資を得て建設された国際会議場の落成式に出席した。また、第 6 次「バ」中国友好橋の建設、浄水・下水処理施設の建設、クルナ発電所建設等に関する対「バ」経済協力等に関する 7 つの覚え書きが署名された。

(2) 2002 年 12 月、ジア首相は中国を訪問し、朱鎔基総理との会談では防衛協力につき協議され、「バ」軍人の訓練、武器の生産等に関するこれまでの協力を制度化するための防衛協力に関する取り決めが署名された。また、第 6 次「バ」中国友好橋建設費の一部無償化、中国の有償資金協力により建設された国際会議場の無償化が合意された。訪中中、ジア首相は海南省・雲南省も訪問し、海南省長との間での農業・観光分野での協力の強化につき話し合った。また雲南省では同省が進めている近隣国・地域との地域協力のための「昆明イニシアティブ」の推進につき協議し、昆明・ダッカ間の航空路の開設につき合意された。ジア首相は 2004 年 5 月にも上海で開

催された世銀主催の貧困削減会議に出席するため訪中した。

(3) 2004年3月、台湾外交部がダッカにおいて台湾代表事務所を開設し、領事業務等を実施する旨発表し、さらにダッカに台湾貿易事務所も開設される旨報道された。このため中国との間での大きな外交問題となり、当地中国大使館はバングラデシュ政府に対し強く抗議し、バングラデシュ政府は、一つの中国政策は堅持するが台湾との貿易、投資、マンパワーの輸出自体は問題ないとの立場をとった。本件については報道によれば、中国側は貿易事務所の開設を認めるが、バングラデシュ側は台湾代表事務所の閉鎖し、台湾の外交施設の開設を許可しない旨確約することにより解決を見たとされている。

(4) 2005年4月、温家宝国務院総理が、李肇星外交部長他102名の同行者と共に、南アジア歴訪の一環としてバングラデシュを訪問し、ジア首相、アームド大統領、ハシナ・アワミ連盟総裁他と会談した。その際、両国は、長期友好、平等、互惠を特徴とする包括的な協力パートナーシップを確立すること、また、政府機関、議会、軍、民間団体間の相互交流、国際河川の利用・保全に関する協力等で合意し、「原子力の平和利用協力協定」「公安に関する協力協定」「二国間経済技術協力に関する協定」「譲許的融資供与に関する枠組協定」等の9つの文書に署名が行われた。また、中国はバングラデシュに対し、DAP肥料工場建設への全額譲許的融資供与、デジタル電話網整備への譲許的融資供与、下水処理施設建設への融資に関する前向きな検討、バングラデシュ製品の輸入拡大措置実施、バングラデシュ人学生に対する奨学金給付拡大、バングラデシュのARF参加支持等を約した。他方、バングラデシュは一つの中国政策支持を再表明するとともに、中国のSAARCとの互惠協力を確立する意欲を支持するとの立場を明らかにした。また、両国はBCIM地域経済協力フォーラム(昆明イニシアティブ)の強化の必要性を強調した。

(5) 2005年8月、ジア首相は、カーン外相、ラーマン・エネルギー・鉱物資源局顧問兼投資庁長官、シディキ首相首席秘書官ら政府代表団、民間代表団及び文化代表団と共に、中国を訪問し、外交関係樹立30周年記念レセプションに出席した他、胡錦濤国家主席、温家宝国務院総理、呉邦国全人代委員長と会談を行った。ジア首相訪問時、水資源管理、観光、天然ガスの分野における協力、ダッカにおける友好催事場建設、チッタゴン市と昆明市との姉妹都市提携等に関する6つの合意文書に署名が行われた。なお、8月17日にバングラデシュ全土で発生した同時多発爆破事件への対応のため、ジア首相は訪問日程を短縮して帰国したため、桂林及び広州訪問はキャンセルされた。

(6) その他にも中「バ」間の要人往来は盛んになっており、2005年4月にシヨルカル国会議長を団長とするバングラデシュの国会議員団、7月にカーン海軍参謀長が中国を訪問したのに対し、中国からは5月に于商務部副部長及び梁人民解放軍総参謀長、6月に武大偉外交部副部長がバングラデシュを訪問した。さらにアワミ連盟他野党の幹部や若手指導者も中国側からの招待により中国を訪問している。

4. 対東南アジア諸国関係

(1) 2002年12月、タン・シュエ・ミャンマー国家平和開発評議会議長が訪「バ」し、両国を結ぶ幹線道路の建設、事務レベル・外相レベルでの定期協議の実施につき合意された。2003年3月、ジア首相がミャンマーを訪問し、両国を結ぶ道路の建設計画、両国沿岸海運、ロヒンギャ難民の帰還等につき協議し、貿易決済制度の導入、合同貿易委員会の設置に関する覚え書きが署名された。2004年4月、キン・ニユン首相が訪「バ」し、ダッカ・ヤンゴン間道路建設、農業協

力、外交官等に対する査証発給手数料免除に関する覚書が署名され、キン・ニユン首相は両国を結ぶ 133km の友好道路の定礎式に出席した。2005 年 9 月、政権内ナンバー 3 のトゥラ・シュエ・マン国軍総参謀長（大将）はバングラデシュを訪問し、アーメド陸軍参謀長、アザム空軍参謀長、レザ・ヌール首相府軍事局長官を訪問し、ダッカ及びチッタゴンの軍関係施設を視察した他、ジア首相とロヒンギャ難民帰還、ダッカ・ヤンゴン間道路建設、二国間貿易等につき意見交換した。同行したティン・ナイン・テイン商業相（准将）はチョウドリー商業相と会談し、二国間貿易の拡大、その阻害要因としての武器密輸問題、ガスパイプライン敷設等に関し協議した。ダッカ・ヤンゴン間道路建設に関しては、2005 年 9 月にイスラム運輸次官がミャンマーからの招待によりヤンゴンを訪問し、事務レベル協議が行われたが、報道によればバングラデシュ側の当初の期待に反し「いくつかの未解決の問題」のため合意に至らず、協議を継続することとなった。なお、バングラデシュは、インドに「バ」領内通過を認めることにつながるアジア・ハイウェイ幹線ルート（AH1 あるいは AH2）を受け入れることに関し否定的であるため「アジア・ハイウェイ整備に関する政府間協定」に未だ署名しておらず、2005 年 12 月に予定されている運営委員会に向けて、ダッカ・ヤンゴン間道路（AH41）を幹線ルートとする修正案を提出するようタイ、中国、ミャンマー等に働きかけたが、いずれの国からも支持を取り付けることができなかつたと見られている。

（ 2 ） 2002 年 7 月、タクシン・タイ首相が訪「バ」し、また 2002 年 12 月にはチッタゴン・チェンマイ間の定期航空便就便にてジア首相がタイを訪問した。ジア首相のタイ訪問中、投資保護協定、貿易決済制度（アカウント・トレード・システム）の導入に関する覚書他が署名された。2004 年 4 月、タイはバングラデシュに対し、6 カテゴリー、128 品目（ジュート・ジュート製品、皮革製品、冷凍食品、セラミック、農産物、薬品を含む）に対する免税を認可した。2004 年 7 月、ジア首相はバンコクで開催された BIMSTEC 首脳会議出席のためタイを訪問した。2005 年 9 月の国連総会の際、ニューヨークにてジア首相とタクシン首相は二国間会談を行い、タイ航空へのチッタゴン空港管理運営移譲の進捗状況、災害対策、次期国連事務総長等の問題に関し意見を交換した。

（ 3 ） 2003 年 6 月、メガワティ・インドネシア大統領が訪「バ」し、主に経済関係の強化につき協議し、二重課税防止条約が署名された。2004 年 1 月、ジア首相はインドネシアを訪問し、メガワティ大統領とグローバリゼーションに対処するため SAARC 及び ASEAN を包含するフォーラムに設置の必要性、イラク問題、テロ対策等につき協議した。また、インドネシアはバングラデシュに対し 23 品目に対するゼロ関税アクセスの供与を認めた。インドネシア訪問後、ジア首相はブルネイを訪問し、ボルキア国王とバングラデシュ労働者・専門家の受け入れ拡大、対「バ」投資の促進、OIC 及び NAM における一層の協力等につき協議した。

（ 4 ） 2004 年 3 月、ルオン・ベトナム国家主席が訪「バ」し、訪問中、租税、農業協力、文化協力に関する協定・覚書が署名された。2005 年 5 月、ジア首相はベトナムを訪問した。

（ 5 ） 2004 年 6 月、シンガポールのゴー・チョクトン首相が訪「バ」し、ジア首相との間で、シンガポールによる投資および労働者受け入れの増加、バングラデシュの輸出の拡大、国際的テロ対策上の協力等につき協議され、投資保護協定が署名された。また、ゴー首相は、イスラムに対する西洋の誤解を取り除くことを目的とした「アジア中東対話（AMED）」の中核となる中東及びアジア諸国 8 カ国から成る委員会へのバングラデシュの参加を提案し、ジア首相はこの提案を受け入れた。2005 年 6 月、シンガポールで開催された第 1 回アジア中東対話には 42 カ国及びパレスチナ自治政府の政府関係者らが参加した。次回は 2007 年にカイロで開催される予定である。2005 年 8 月、ハマエトウッドイン外務次官が第 1 回バングラデシュ・シンガポール外務次官協議出席のためシンガポールを訪問し、貿易、投資、船舶、観光及び教育分野における二国間協力に関し協議した。

5 . SAARC

(1)2004 年 1 月にイスラマバードで開催された SAARC 首脳会議で「南アジア自由貿易圏(SAFTA) 創設のための枠組み協定」が署名された。SAFTA 枠組み協定によれば、メンバー国のうち非 LDC 諸国(印、パキスタン、スリランカ)については 2006 年 1 月から 2008 年までに関税率を 20%に、2013 年までに 0 ~ 5%に引き下げる(スリランカについては 2014 年まで)、LDC 諸国(バングラデシュ、ネパール、ブータン、モルディヴ)については、2006 年 1 月から 2008 年までに関税率を 30%に、2016 年までに 0 ~ 5%に引き下げるものとされた。

(2) 2005 年 11 月にダッカで開催された SAARC 首脳会議では、アフガニスタンの正式加盟を承認し、日本及び中国のオブザーバー参加を原則承認した。また、税関相互支援、SAARC 仲裁協議会設置、限定的二重課税防止の 3 協定が締結された。ダッカ宣言には、SAARC 貧困削減基金設立、SAARC エネルギーセンター設立、早期警戒・災害対策等に対する地域プログラム策定、SAFTA の 2006 年 1 月 1 日からの発効確保等の合意が盛り込まれた。

(3) 2005 年 11 月 29 日 ~ 12 月 1 日、カトマンドゥにて SAFTA に関する第 12 回 SAFTA 専門家会合が開催され、既に合意されていた域内 LDC 諸国に対する技術支援の他、懸案とされていた 3 点(原産地規則、関税引き下げ除外品目表、域内 LDC 諸国に対する歳入補償)についても最終合意に至り、SAFTA は予定通り 2006 年 1 月に発効する見通しである。

6 . BIMSTEC、APTA、ASEAN 地域フォーラム

(1) BIMSTEC の前身は、1997 年にバングラデシュ、インド、スリランカ、タイにより発足した BISTEC (Bangladesh, India, Sri Lanka and Thailand Economic Cooperation)であり、その後、ミャンマーの参加を得て「M」を追加し BIMST-EC に、さらに 2004 年にネパール、ブータンの参加を得て BIMSTEC は「ベンガル湾多分野技術経済協力構想(The Bay of Bengal Initiative for Multi-Sectoral Technical and Economic Cooperation)」を意味するものと変更された。BIMSTEC は SAARC と ASEAN の架け橋としての役割を果たすものとみなされており、すでに域内での FTA 枠組み協定が署名され、2004 年 7 月にバンコクにて開催された BIMSTEC 首脳会議において 2017 年まで自由貿易圏の設立を目指し、FTA 交渉を開始することが合意された。なお、BIMSTEC には SAARC メンバー国のうちパキスタン、モルディヴが入っていない。

(2) 2005 年 11 月に北京で、「バンコク協定」(UNESCAP 提唱により 1975 年発足)に参加する 6 カ国の通商担当閣僚会合が開催され、原産地規則の緩和(付加価値基準で LDC40 % 35 %、非 LDC50 % 45 %)、関税減免対象品目の拡大等の改正を決定するとともに、名称を「アジア太平洋貿易協定(APTA: Asia-Pacific Trade Agreement)」に改称した。参加国は、バングラデシュ、インド、韓国、ラオス、スリランカ(以上、発足当初から参加)、及び中国(2001 年参加)。

(3) 2005 年 7 月、ラオスのビエンチャンにて開催されたアセアン地域フォーラム(ARF)会合は、2006 年 7 月までにバングラデシュを 26 番目の参加国としてを認めることで合意した。

(了)